

令和2年度 第7回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月16日(火) 11時01分～11時35分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 真伏 利典 三好 正人 八木 規夫 安井 広伸
労働者代表 浅野 啓介 太田 美子 鈴木 基生 高津 健一 前田 良彦
使用者代表 遠藤修一郎 栗須百合香 西場 康弘 別所 浩己 宮路 元美

4 議題

- (1) 特定(産業別)最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について
- (2) その他

5 開会

(監察監督官)

定刻を少しすぎましたが、只今から令和2年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてですが、本日は、公益委員の藤本委員から、欠席というご連絡をいただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、三重労働局長からご挨拶申し上げます。

(局長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局長)

本日は、先週末の暖かさからちょっと違って寒くなりました。ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の数も三重県では、一桁台が続くなど減少傾向がみられるわけですが、医療事情はいつも必死という話もあり、一方ではワクチン接種が医療従事者中心に始まろうという状況にあります。この一年、コロナに振り回されたと言ったらちょっといいのかどうか分かりませんが、大変な一年だったと思いますが、そうした中、今年度最後の審議会なのではないかと思っております。

委員の先生方におかれましては、この厳しい状況の中、異常な状況にあっても最低賃金の審議にあたりまして、精力的にご議論いただきましてありがとうございます。無事、地域最賃とあと4業種を含め全ての最低賃金を円滑にお決めいただくことができました、本当にありがとうございます。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。

また、第51期三重県最低賃金審議会委員は今年度末で任期満了となり、次期の公益委員候補の依頼や労使委員の候補者の一般公示を行わせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、「審議会委員に10年を超える期間継続して任命しない。」と「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の閣議決定がございますが、これにおいて示されておりますことから、西場委員におかれましては、今期で最後となります。8年以上の審議会委員の功績を称え、令和2年11月26日付けで厚生労働省労働基準局長表彰状を授与させていただきました。西場委員におかれましては本当に長い間ありがとうございました。

さて、本日は、この場で最低賃金の広報活動と履行確保についてご報告をさせていただきます。

広報活動について3点ばかりございます。

まず、1点目でございますが、当局のホームページ、各団体様の広報誌やホームページを通じての広報活動のほか、10月1日に、最低賃金の改正額を明示したポケットティッシュを5,000個作成、また最賃874円を明示した幟旗を2本作成し、7時半からでございますが、津駅西口、東口の街頭で安井会長様はじめ委員の皆様と共に、通勤・通学者に配布する等して、改正された最賃額の周知を行いました。

その様子が、当日お昼のNHK総合の「東海地区ニュース」、夕方の「まるっと！みえ」、更に20時45分放送の「東海地区ニュース」にて放映、また、三重テレビ放送の17時40分放送の「三重ライブニュース」、あるいは21時55分放送の「ニュース」にて放映されたことにより、広く県民の皆様への周知となりました。三重県のみならず、東海地区に広まったのではないかと考えております。ご協力、ありがとうございました。

次いで、広報活動の2点目でございます。三重県内の30区市町へ広報誌等への掲載依頼をいたしました結果、昨年度に引き続き、全ての区市町の広報誌等へ掲載していただくことができました。この他、今年度新たな試みとして、三重交通バスのバスマスクと昇降口ドアステッカーによる広報もさせていただきました。

3点目でございます。当局独自に特定最低賃金入りのポスターを作成すると共に、本日の資料にも入れさせていただいておりますが、裏面に、中小企業における時間外労働の上限規制等のPRを併せたリーフレットを1万枚作成させていただいております。これらのリーフレットを様々な会合等で配布して、あらゆる機関の周知徹底

を図っているところでございます。

以上、広報活動について3点ばかりご報告させていただきました。

続いて、もうひとつ大事なのが履行確保でございます。

この1月から、もう既に一部の署では始めておりますが、県下の全ての労働基準監督署におきまして、最低賃金をテーマとして臨検監督を集中的に行っておるところでございます。

まだ、これらの数字が出ているわけではございませんが、今、それを着々とすることによって、874円の履行確保をしっかり図って行きたいと考えております。

以上、報告をさせていただきましたが、言うまでもなく、最低賃金につきましては、働き方改革の一翼を担うものとして、現在、労働行政の中で非常に重要な位置を占めているものであり、コロナ禍にあっても、今後とも変わるものではございません。

新型コロナウイルスもまだ収束しておらず、来年度も最低賃金の議論は非常に難しいものになるのではないかと事務局としては心配しているところではあります。三重県におきましては公労使の関係が成熟している中におきまして、来年度も円滑かつ真摯な議論を踏まえ、お決めいただけるよう心から願っているところでございます。

今後も引き続き、皆様に多大なご尽力とご負担をお掛けすることになろうかと思っておりますが、今年度の締めということで、会議冒頭ではありますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(監察官)

それでは、続きまして議事に入りますが、議事進行につきましては、安井会長よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

(会 長)

本日はご多用の中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど、局長のご挨拶にありましたけれど、西場委員におかれましては、表彰を受けられたということで、我々の審議会に長年に亘りご尽力いただきましたことに改めて会を代表いたしまして感謝申し上げます。

また、コロナ禍の一年でありましたけれども、この一年間皆様方には、今までに無い審議会の運営にご理解ご協力を賜りました。三密を避けながらの熱い議論の中で、この一年間を終わらせていただきました。

本日は、今年度最後の審議会という形になります。また、この第51期の任期も今年度末で終了ということになります。最後まで熱心なご審議にご協力をよろしくお願いいたします。

では、只今より令和2年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ほども申し上げましたが、本年度最後の審議会ということでもございます。内容としては、次年度へ向けての新しい計画規程の承認というのが本日の審議でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 太田委員、

使側は 西場委員

よろしくお願いいたします。

では、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次資料説明をお願いしたいと思います。

(室 長)

それでは、私の方からご説明させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、

「令和3年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」というのを付けさせていただいております。

令和3年度における特定（産業別）最低賃金の審議方法等について（案）というのを付けさせていただいております。例年どおり、円滑な審議に資するため、この取扱いを定めさせていただきたいと思います。

内容につきましては、

- 1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明について
- 2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出について
- 3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

の3項目からなっております。

例年どおりの内容となっておりますが、これらの項目についてご説明いたします。

まず、「特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明」についてですが、令和3年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、申出者はあらかじめ、その意向を当審議会又は三重労働局長に対して表明していただき、そして、局長に対し意向表明がなされたものにつきましては、局長は審議会に報告を行うということでございます。

意向表明については、正確を期するため、書面により行うという「方法」でお願いし、その期限としましては、令和3年3月22日（月）までとさせていただきたいと考えておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

意向表明には、申出者、申出の内容、申出の理由を記載するというごさい
ます。

次に、「特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出」についてごさい
ます。

局長宛てに行う場合の申出期限でござい
ますが、事務局としましては、前年の例
を考慮いたしまして、令和3年7月9日（金）までにさせていただきたいと考
えて
おります。今年度は、令和2年7月10日（金）でした。

併せて、ご検討をよろしくお願
いします。

その次に、「特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無」についてごさい
ますが、「前項の申出について、当審議会は、次の点に留意の上、検討を行うもの
とする」として、

（1）では、関係労使の意見聴取については、次により行うものとする。として、
関係労使の意向、当該産業の実態等が十分反映されるように努めるものとし、
その方法等について十分検討を行い、効率的な実施を図るよう努めるもの
とす
る。

（2）では、特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について局長から諮
問された場合には、当審議会は全会一致の議決が得られるよう努めるもの
とす
る。

ということごさい
ます。

例年どおりの内容とな
っております。

また、資料2は、「令和3年度 申出産業の事業場数及び従業者数」をつけさ
せて
いただいております。

全般的に前年度と比較いた
しますと、適用労働者数が増加傾向となり
ましたが、これにつきましては、令和2年度の産別合同部会の資料の「令和2年最低賃金に
関
する基礎調査の概要」でも説明いた
しましたが、令和2年度の「最低賃金に
関
する基礎調査」の調査対象産業及び事業所規模を従来製造業は99人以下としていた
ところを、今年度は、特定（産業別）最低賃金業種について100人以上の事業場も
対
象とした【全規模調査】縛り無く調査に
したことにより、事業所規模の大きな事
業所が対象となったことにより、適用
除外労働者数の割合減となり、抽出
で調査をします
ので、それを復元率で戻す時に、その
関係により適用労働者数が増加した
もの
と考えられます。

例えば、100～299人の事業所では1/5、300人以上の事業所については1/6の
労
働者を出していただくこととな
っており、復元をしてその抽出された
労働者を算
出をするというよう
な、基礎調査の方式によりこの
よ
うなことが起
こっている
ので
はないかと分析をさ
せていただ
いております。なお、一昨年と比較
すると微増
して
いるだけという
状態
です。

特に差が大きいのは自動車と電気機械器具
な
のですが、基の人数が多い
もの
です

ので、今年度の適用労働者数、今年度出していただいた数から判断をいたしまして、も特に問題が起きるような労働者数ではなかったと分析はさせていただいております。

適用労働者数についての申出産業についてのご説明は以上でございます。

(会 長)

只今、令和3年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の取扱い等について、事務局からご提案をいただきました。

調査方法が全規模調査ということで、労働者数が変わったという説明もいただきました。特にこの取扱いにつきましては、当審議会の円滑な運営を図るため例年定めている規程でございまして、意向表明の期限を3月22日（月）、申出の期限を7月9日（金）との提案をいただきました。この日程につきましては、調査の内容と違ひまして例年どおりという形の日程をおいていただいているところでございます。日程及び先程の調査の方法等もございしますが、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見もございませんようですので、事務局提案のとおり、ご承認をいただいたものとさせていただきます。

先程の資料のところに、本日の令和3年2月16日と入れていただきまして、一番上にあります（案）を取ったものを最終決定とさせていただきます。

それでは、（2）その他として、事務局の方で何かございますか。

(2) その他

議事録等のホームページへの公開について

(室 長)

昨年度も若干議論をしていただいております。「議事録等のホームページへの公開について」でございます。

議事録等におきましては、各局によって、まだ若干取扱いが異なっているのが実情でございますが、議事録の作成・公開、議事要旨の作成・公開につきましては、さかのぼりますが、平成16年7月30日付け事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」が基本でございまして、この事務連絡は、平成11年4月27日閣議決定の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」を踏まえたものになっております。

基本的な考え方といたしましては、

＊ 議事録は本審・専門部会とも作成・公開するのが原則です。

但し、特段の理由により議事録を非公開とする場合は、議事要旨を公開すること。議事録を作成しなくていいという訳ではございません。

三重におきましては、本審7回・専門部会4回・特定産別部会13回の議事録の作

成を行い、閲覧用議事録を作成しております。年1・2回閲覧申請は出ております。

愛知局は前年度から、本審・専門部会とも議事録をホームページに公開しております。

三重におきましても、今年度から本審の議事録と小委員会・専門部会の議事要旨をホームページに公開をさせていただいております。

三重は従来から、紙媒体での閲覧という形ではずっと行っております。全て本審と小委員会と専門部会の議事録及び資料を公開しておりますが、昨年度末の本省からの事務連絡においてホームページで議事録及び資料の全公開を強く指示されているところでございます。

年度の終わりにあたり、来年度から小委員会と専門部会の議事録及び各資料のホームページへの公開について、今一度、今後のホームページ公開の取扱いについて、ご検討、ご確認させていただければと思ひ、ご提案させていただきました。

(会 長)

只今、事務局から説明をいただきましたホームページへの議事録公開という件につきまして、ご質問等含めご意見はございませんでしょうか。

昨年度より、三重局のホームページに先程のお話にもありましたが、本審の議事録と小委員会・専門部会の議事要旨という形で公開させていただいて、三重県も一歩進んでいる状態ではありますが、本省のほうから資料も含めて全公開という強い要望がきているということで、これもその方向に従って行かざるを得ないのかなと。また、今の時代ですので、議事録については、公開をやっていいのかなと私は思いますけれども、皆様方のご意見を伺いたいと思います。

労側、太田委員いかがでしょうか。

(太田委員)

その方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長)

使側、西場委員。

(西場委員)

はい、よろしくお願ひします。

(会 長)

ということで、次年度以降、本省の指示指導に従いまして、三重県といたしましても、議事録及び資料の公開ということに向けて進めていきたいというふうに思っております。

事務局の方は、その方向で準備をお願いいたします。

(室 長)

はい、ありがとうございました。

(会 長)

それでは、次に「業務改善助成金」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

続きまして、「業務改善助成金」について、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

お手元のリーフレットをご覧ください。

最低賃金引上げ支援のための業務改善助成金についてですが、業務改善助成金は、事業場が設備投資等を行うことで、生産性の向上を図り、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

対象となるのが、令和2年1月から、利用できる事業場規模が、30人以下から100人以下に引き上げられ、条件が緩和され、30円コース、60円コースと90円コースになり、令和3年1月29日の申請期限で実施しておりました。

今回、令和2年度第3次補正予算による業務改善助成金が令和3年2月1日から申請受付開始になり、事業場内最低賃金と三重県最低賃金の差額が30円以内（事業場内最低賃金が874円～904円の事業場）でかつ事業場規模が100人以下の事業場が助成対象事業場となり、コース区分は新たに20円コースが新設され、それと30円コースの2コースとなりました。この後2月3月以降のところは、この20円30円コースだけになるという考え方でございます。この助成率は、以前は3/4、（生産性要件を満たした場合は4/5）でしたが、今回は4/5（生産性要件を満たした場合は9/10）とアップされております。

今回の補正予算内容のポイントは、20円コース（新規）、30円コースを設定し、3月末までの受付はこの2コースのみとなります。助成率が高くなる区分を850円未満から900円未満に改正されました。

引き続き、少しでも多くの事業所に、賃金を引き上げるに当たって、助成金を活用いただけるように周知・広報に力を入れていくつもりでおります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(会 長)

只今、事務局から業務改善助成金について説明をいただきました。

これについて、今、色々な助成金が作られておりますし、制度もしょっちゅう変わって解りづらいところもあるとは思いますが、この助成金につきまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

いずれにいたしましても、助成金が色々な形で、このコロナを克服し、経営を維持するために作られております。色々な方面から活用できますようお願いしたいと思います。

事務局の方には、この周知・広報活動、しっかりやっていただきたいと思います。

他にご意見はございませんでしょうか。

最初、局長のご挨拶にもありましたように、本日が今年度、最後の審議会ということでございます。

一応、これをもちまして終わりますが、事務局からは、他に何かありますか。

(室 長)

委員の先生方、大変ご多忙中のところ、第51期の審議会委員として、今年度ご審議いただき、誠にありがとうございました。

委員の任期は、平成31年4月1日から2年間で、今年度いっぱいとなっております。次期第52期の審議会委員の推薦公示につきましては、予定といたしましては、「明日、2月17日に公示し、3週間後の3月10日(水)を締切り」で進めたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第51期ありがとうございました。

(会 長)

本年度の審議会としては、今日が最後となりますし、先ほどからお話に出ておりますように我々の任期2年間の第51期の任期も本年度いっぱい終了という形になります。最初にもお話をさせていただきましたが、この一年間この第51期、皆様方には色々ご協力いただきましてありがとうございました。

次から改選ということで、引き続き委員にご就任いただく方もみえますでしょうし、また、新しく改選という形で交代される方もみえると思います。交代される委員の方には、今までのご尽力に対して感謝を申し上げるとともに、引き続きご就任される委員の皆様がお見えでしたら次期以降も新しい審議会のもとで今までと同じようにご協力を賜りますようお願い申し上げまして、令和2年度第7回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上